

定款の一部変更について

公益社団法人日本不動産学会 理事会

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年4月1日）施行により、損益計算書の名称・記載内容の変更、財務規律適合性に関する明細の提出等が求められることとなり、定款等の改正が必要となり、このたび、本年6月12日開催の2026年度定時総会に提出する議案として、下記のとおり変更案を取りまとめましたので、会員の皆様にお知らせいたします。

なお、定款の変更には、総正会員の議決権の3分の2以上の賛成が必要となります。総会へのご出席（委任状を含む）にご協力いただけますようお願いいたします。総会詳細につきましては、後日改めてご案内申し上げます。

公益社団法人日本不動産学会 定款変更案 新旧対照表

現行	変更案	備考
<p>（総会の議決事項） 第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 理事及び監事の選任又は解任 (2) 理事及び監事の報酬等の額 (3) 貸借対照表及び損益計算書（<u>正味財産増減計算書</u>）並びにこれらの附属明細書の承認。 （以下、略）</p>	<p>（総会の議決事項） 第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 理事及び監事の選任又は解任 (2) 理事及び監事の報酬等の額 (3) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）並びにこれらの附属明細書の承認。 （以下、略）</p>	<p>平成6年度施行公益法人会計基準の運用指針</p>
<p>（事業計画及び収支予算） 第35条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算については、事業計画書、収支予算書、<u>その他法令で定める資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類</u>を会長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p>	<p>（事業計画及び収支予算） 第35条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算については、事業計画書、収支予算書、その他法令で定める書類を会長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p>	<p>認定法施行規則第45条 「法第二十一条第一項の内閣府令で定める書類は、当該事業年度に係る次に掲げる書類とする。 一 事業計画書 二 収支予算書 三 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 四 当該事業年度開始の日における法第七条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を記載した書類」</p> <p>認定法第21条 「（財産目録の備置き及び閲覧等） 第二十一条 公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。」</p> <p>認定法第7条 「第七条 公益認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。 一 名称及び代表者の氏名 二 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款に定めがある場合に限る。）並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在場所 三 その行う公益目的事業の種類及び内容 四 その行う収益事業等の内容」</p>

